



パートナーシップ通信

vol.18

男女共生係
☎ 32-1111
(内線245)
FAX 32-0110

地域リーダー研修生募集中

県では平成18年度男女共同参画社会づくり地域リーダー研修生を募集しています。

【募集対象】

県内在住の20歳以上65歳未満の男女で、全研修に意欲を持って参加できる人

【募集人員】

一般研修生：全県で20人程度

☆研修の主な内容

事前研修6月24日(出)↓先進地研修8月24日(木)↓27日(日) (3泊4日) 東京都・神奈川県↓事後研修10月27日(金)

【応募方法】

5月31日(水)必着で市役所人権啓発課男女共生係に備え付けの参加申込書をご提出ください。申込書は県のホームページ(<http://www.danjiyo.pref.kumamoto.jp/>)からダウンロードすることもできます。

【発表】

選考の上、6月中旬に通知します。

【費用】

先進地研修に要する費用(10万円程度)のうち、およそ3分の2を県と市で負担し、残りが自己負担となります(事前・事後研修の旅費は全額を県負担)。
※研修を終えた人は、県の「男女共同参画社会づくり地域リーダー」として認定されます。

リーダー研修に参加して

☆平成17年度に認定された地域リーダーの研修レポートをご紹介します。



津志田真知子さん
(不知火町高良)

事前研修に出席し、地域リーダーの人々との出会い、そして各地から選考された人々のパワーに圧倒され、期待と不安で国内派遣研修に参加した。

「家庭の主婦が「男女共同参画社会づくり」とは何であるのか? また身近な人たちに「どのように伝えることができるのだろうか」などなど、自問自答しながら勉強してきた。

豊かで活力あふれる社会を実現するためには、男女の性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が重要な課題である。しかし現実には、男女の固定的な性別役割分担の意識はまだ根深い。「男は仕事、女は家庭」ではなく、男性ももっと家庭に目を向け、女性は社会の中での自分に自信を持って活躍できるように共に協力し合い、多様なライフスタイルを作り上げるべきだ。

今回、地域リーダー研修で学んだ事をもとに、地域とのコミュニケーションを取り合い、次世代の人たちのためにも「男女共同参画社会の推進」に役立てていきたいと考えている。埼玉県地域リーダーグループ

「紙ヒコキ」との分科会では、「介護、高齢者問題」について話し合った。高畑富美子さんによる手記「母の世界に付き合っ」在宅介護実践記録をもとに、一人じゃ何もできないが、皆でやれば何かができること、パートナーの協力、家族の協力もさることながら、仲間作りや積極的なボランティア活動などが大切であることを新聞に発表し、いろいろな人たちに介護の大変さ、苦しさ、楽しさを伝えられている。リーダーの皆さんは、一人の人間として、どこでも誰でもチャレンジできるネットワーク、環境作りが必要だと熱弁を振るわれた。

パソコンを使って健康者や障害者、高齢者の分け隔てなく皆が元気で楽しく暮らすための手伝いをするグループ「レクリエーション倶楽部くらりねつ」と「の介護に対する熱意、高齢者に生きる喜びをパソコンで感じてもらうというユニークな発想など、分科会で得たものや考えた事をいかに周りの人々に伝えることができるか、これからの私の目標だ。

国内派遣研修に参加でき、多くの人々に逢えた事に感謝している。

パートナーシップのためのキーワード講座

●積極的改善措置「ポジティブアクション」って?

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

この一環として、市では「宇城市女性職員自主研修会」をスタート。男女共同参画社会や市の現状、行政職員として必要な知識・技能・教養を身に付けるため、月に一回女性職員自らが企画・運営していきます。

第1回目は4月20日に開かれ、阿曾田市長による「男女共同参画の視点から女性職員に望むこと」、宇城警察署山口警部補による「安心・安全のいろは」と題した講話がありました。



約80人が参加して行われた初の「宇城市女性職員自主研修会」

土地についての固定資産税額の求め方が変わります。

～平成18年度固定資産税制度の改正について～

平成18年度は、3年に1度の固定資産税の評価替え年度に当たり、土地や家屋の価格が変わります。

また、土地の固定資産税については、同じ価格の土地であれば同じ税負担となるよう、負担の均衡化を進めています。今回、地方税法が改正され、この仕組みの一部が変わります。

具体的には、その土地の新しい価格に比べてこれまでの税負担が低い土地については、価格の5%分を、前年度の課税標準額(税額を計算する基礎となる額)に加える方式となります。詳しくは下記の税額の求め方をご覧ください。

豊野に土地をお持ちの方は、課税面積が変わります。

豊野町に土地を所有している人につきましては、地積調査に基づく登記が全て完了しましたので、平成18年度から地積調査による面積で、課税されます。

☎ 税務課資産税係 ☎ 32-1111 (内線175~177)

税額の求め方

土地についての固定資産税額は、次のとおり求められます。

住宅用地 税額 = 課税標準額 × 税率 1.4%
(価格×1/6(※))
(※)200mを超える部分については、1/3

商業地等 税額 = 課税標準額 × 税率 1.4%
(価格の70%が上限となります)

※商業地等とは、住宅用地以外の宅地を指します。

ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

●住宅用地 ●

「今年度の価格に1/6(※)を掛けた額」(=本来の課税標準額A)と比べて

- ア 前年度の課税標準額がAの80%以上100%未満の場合 → 前年度の課税標準額と同額
- イ // Aの80%未満の場合 → 前年度の課税標準額+Aの5%
(※)200mを超える部分については、1/3

●商業地等 ●

「今年度の価格」(=B)と比べて

- ア 前年度の課税標準額がBの60%以上70%以下の場合 → 前年度の課税標準額と同額
- イ // Bの60%未満の場合 → 前年度の課税標準額+Bの5%

※課税標準額にさらに調整がかかる場合があります。

軽自動車税が減免されます。

身体障害者の方などが使用する軽自動車は、その障害の程度や使用目的により、軽自動車税が減免されることがあります。

申請は、市役所税務課・各支所市民課で受け付けていますので、次の書類を持参し、窓口で手続きをしてください。

なお、障害がある方の所有が原則です。

必要書類

- ①平成18年度軽自動車税納税通知書(納付書)
- ②自動車検査証
- ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ④印鑑

申請期限 5月24日(水)

☎ 税務課市民税係 ☎ 32-1111 (内線173)

